

第四次川口市行政改革大綱

前期推進計画

(平成28年度～令和2年度)

令和2年8月

川口市

第四次川口市行政改革大綱前期推進計画

目 次

1	推進計画の目的	1
2	推進計画の期間	1
3	推進計画の目標	1
4	推進計画の取り組み事業	
4.1	持続可能な財政基盤の確立	
4.1.1	財政規律の徹底（ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則）	
(1)	新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底	3
4.1.2	未納額の圧縮	
(2)	市税収入の確保	4
(3)	国民健康保険税収入の確保	4
(4)	後期高齢者医療保険料収入の確保	5
(5)	介護保険料収入の確保	5
(6)	私債権等の徴収強化	6
4.1.3	受益者負担の適正化	
(7)	下水道使用料の適正化	7
(33)	自転車置場登録等手数料の改定	7
(34)	水道料金の適正化	8
4.1.4	新たな財源の確保	
(8)	塵芥車への有料広告による収入確保	9
(9)	広告収入事業及びネーミングライツ導入の推進	9
(30)	ふるさと寄附金の収入確保	10

(35) 納税通知書用封筒広告	10
4.1.5 公会計の活用	
(10) 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入	11
4.1.6 行政評価システムの充実	
(11) 予算編成と行政評価の連携	12
4.2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現	
4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理	
(12) 施設マネジメントの推進	14
(13) 川口市公有財産利活用基本方針の運用	14
4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進	
(14) 国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による 試行的な運用	15
4.3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立	
4.3.1 組織・機構の最適化	
(15) 最適な組織・機構のあり方の検討	17
4.3.2 定員管理・給与の適正化	
(16) 給与制度の適正化	18
(17) 川口市定員管理計画の策定	18
4.3.3 職員の意識改革と人材の育成	
(18) 人材育成の推進	19
4.3.4 事務改善の推進	
(19) 随意契約に係る運用適正化のための取り扱い見直し	20
(20) 施設管理業務に係る長期継続契約の導入（機械警備業務委託等）	20
(21) 小売電気事業者の見直し	21
(22) 救急車の適正利用の推進	21

(28) 行政評価の運用改善	22
(31) 広告掲載子育てガイドブックの無償提供	22
(32) ICT技術を活用した働き方改革の実現	23
(36) 広告付き電子番号案内表示機等の設置	23
4.3.5 外郭団体等の運営の見直し	
(23) 土地開発公社経営健全化計画の継続	24
(24) 外郭団体の見直しに関する指針の改訂及び運用	24
4.3.6 情報化の推進	
(25) 標的型攻撃メール等に対応する安全な情報セキュリティの確立	25
4.3.7 中核市の推進	
(29) 中核市移行に伴う行政サービスの充実	26
4.4 民間の知恵を活かした行政運営の推進	
4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携	
(26) 指定管理者制度の推進	28
4.4.2 民間手法による監査の実施	
(27) 包括外部監査制度の研究、導入事業	29
【参考1】 第四次川口市行政改革大綱における前期推進計画取り組み事業一覧 .	30
【参考2】 平成28年度から令和2年度に協定が終了する指定管理者一覧	33
【参考3】 川口市行政改革推進本部設置要綱	34
【参考4】 川口市行政改革推進本部各部局等行政改革推進委員会設置要領	36

行政改革大綱推進計画策定の趣旨

1 推進計画の目的

推進計画は、行政改革大綱に掲げる基本方針「持続可能な財政基盤の確立」、「公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現」、「市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立」、「民間の知恵を活かした行政運営の推進」に基づき、改革を推進するための具体的な取り組みについて定めます。

2 推進計画の期間

期間は行政改革大綱の10年を前期、後期に分け、一期を5年とします。

また毎年度、成果の検証を実施するとともに、新たな取り組みも計画に追加していきます。

前期 平成28年度から令和2年度まで

後期 令和3年度から令和7年度まで

3 推進計画の目標

新しい時代に即した行政改革を推進するため、今ある資源を効率的かつ効果的に活用する市政運営が行えるような仕組みに視点を置き、「量の改革」に「質の改革」を含め、常に市民の視点に立った行政サービスや行政体制を構築し、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的に配分していくための自治体運営を行います。

4 推進計画の取り組み事業

4.1 持続可能な財政基盤の確立

4.1.1 財政規律の徹底（ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則）

- (1) 新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底

4.1.2 未納額の圧縮

- (2) 市税収入の確保
- (3) 国民健康保険税収入の確保
- (4) 後期高齢者医療保険料収入の確保
- (5) 介護保険料収入の確保
- (6) 私債権等の徴収強化

4.1.3 受益者負担の適正化

- (7) 下水道使用料の適正化
- (33) 自転車置場登録等手数料の改定
- (34) 水道料金の適正化

4.1.4 新たな財源の確保

- (8) 塵芥車への有料広告による収入確保
- (9) 広告収入事業及びネーミングライツ導入の推進
- (30) ふるさと寄附金の収入確保
- (35) 納税通知書用封筒広告

4.1.5 公会計の活用

- (10) 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入

4.1.6 行政評価システムの充実

- (11) 予算編成と行政評価の連携

4.1.1 財政規律の徹底(ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則)

事業名	(1) 新規事業実施の際、財源確保を原則とした 財政規律の徹底	実施課	財政課
取り組み 内容	歳出増、歳入減を伴う施策を新たに実施する際は、各課において必要な財源を確保することを原則とし、収支のバランスを図るよう財政規律の徹底に努める。		
見込まれる 効果	既存事業の見直しや新たな歳入の検討を行うことにより、各課における財源確保に対する意識が醸成され、将来にわたり持続可能な財政運営が可能となる。		
目標	市民ニーズに的確に対応しながらも、新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律を徹底し、将来にわたり持続可能な安定した財政運営を進める。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.1.2 未納額の圧縮

事業名	(2) 市税収入の確保	実施課	納税課
取り組み内容	現年度分の収納率を向上させることで、次年度への滞納繰越分を減らし、収納率(現年度分+滞納繰越分)の向上につなげる。 ①現年催告の実施(新規滞納者への早期納付勧奨)②滞納処分の強化③現年課税納付促進 ④徴収不納となった処分停止事案の早期解決⑤口座振替の促進		
見込まれる効果	現年度収納率の向上により、翌年度以降の滞納繰越額が抑制され、収納率が向上する		
目標	中核市平均収納率(平成29年度は96.8%)を目指し、収納率向上を目指す		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(3) 国民健康保険税収入の確保	実施課	国民健康保険課
取り組み内容	現在は高額滞納者を中心に滞納処分を行っているが、滞納額が高額になる前に催告書の送付方法を工夫したり滞納処分等を行うことで、納税意識を改善し現年度収納率の向上を目指す。その結果、次年度滞納繰越額を圧縮し、滞納繰越収納率も向上させる。 ①口座振替登録の促進、②新規滞納者への取組強化		
見込まれる効果	現年度収納率の向上により、赤字補てんとしての一般会計繰入金を減少させる。また、特に現年度収納率を向上させることにより、次年度滞納繰越額を抑え、税負担公正性の確保及び国民健康保険財政の健全化を図る。		
目標	現年度分の収納率を中核市の平均収納率(平成29年度は91.76%)への向上を目指す。滞納繰越分の収納率を平成27年度の14.82%から20%を目指す。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(4) 後期高齢者医療保険料収入の確保	実施課	高齢者保険事業室
取り組み内容	現年度賦課分の収納率を向上、次年度滞納繰越額を圧縮させるため、以下の取り組みを行う。 ①口座振替の促進②納め忘れ防止対策(督促状・未納のお知らせ発送等)の実施③納付相談の強化④催告の見直し(特に高額滞納者への対応強化)⑤差押等の滞納処分の実施⑥短期証の発行		
見込まれる効果	現年度分収納率の向上により、次年度以降の滞納繰越額が抑制され、全体の収納率も向上する。その結果、後期高齢者医療制度(高齢者の医療費について、高齢者と現役世代の負担を明確化し公平に負担していくこと)に対する市民の理解が深まり、保険料や自己負担割合の大幅な増加を伴わない、継続性のある安定した事業運営に寄与する。		
目標	現年度分普通徴収収納率98.15%(平成27年度対比0.19ポイント向上)、滞納繰越分の収納率33.32%(平成27年度対比0.59ポイント)を目指す。 平成27年度普通徴収分 川口市97.96% 平成26年度 県平均98.15% 平成27年度滞納繰越分 川口市32.73% 平成27年度 県平均33.32%		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(5) 介護保険料収入の確保	実施課	介護保険課
取り組み内容	介護保険料の収納率を向上させるため、以下の取り組みを行う。 ①口座振替の促進②催告の見直し(特に高額滞納者への対応強化)③納付相談の強化④差押等の滞納処分の実施		
見込まれる効果	介護保険料の収納率が向上することにより介護保険料の収納額が増え、結果として介護保険事業の財政安定につながる。		
目標	終了(予定)年度の現年度分普通徴収保険料の収納率を平成27年度対比1.0%、滞納繰越分普通徴収保険料の収納率を平成27年度対比2.5%上昇させることを目指す。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(6) 私債権等の徴収強化	実施課	特別債権回収室	
取り組み内容	<p>(1) 非強制徴収公債権及び私債権(以下「債権」という。)について、管理方法を統一するとともに収入未済額の圧縮を図るため、債権管理マニュアル及び様式集を作成する。</p> <p>(2) 特別債権回収室を課とし、各課・所にある高額かつ回収困難となっている債権について、平成29年度から担当課、特別債権回収課及び法律事務所の三者が連携し、効率的な債権回収に取り組む。</p>			
見込まれる効果	<p>(1) 各課・所が所管する債権について、マニュアルによる管理を徹底することにより、収入未済額の圧縮を図ることができる。</p> <p>(2) 各課・所にある高額かつ回収困難となっている債権について、担当課、特別債権回収課及び法律事務所の三者連携による債権回収により、収入未済額の圧縮を図ることができる。</p>			
目標	債権担当職員の意識の醸成と管理の徹底による収入未済額の圧縮			
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度	令和2年度以降

4.1.3 受益者負担の適正化

事業名	(7) 下水道使用料の適正化		実施課	下水道管理課
取り組み内容	<p>受益者負担の原則に基づき、汚水処理にかかる経費を下水道使用料で賄うべく改定を行う。 平成28年7月 平均20.73%の改定 平成30年7月 平均41.23%の改定</p> <p>また、下水道資産の活用と収益を確保する観点から、下水道接続率の向上を図る。</p>			
見込まれる効果	使用料改定に伴う収入増により、下水道事業の健全化と併せ、一般会計からの繰入金の減額が図られる。			
目標	<p>汚水処理経費回収率100% 下水道接続率(世帯)94.3%(平成28年3月末現在)を96.3%(平成33年3月末現在)に上げる。 公営企業として健全かつ持続的な下水道事業の推進</p>			
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度	令和2年度以降

事業名	(33) 自転車置場登録等手数料の改定		実施課	交通安全対策課
取り組み内容	<p>①受益者負担の原則に基づき、自転車置場管理運営にかかる経費を自転車置場登録手数料で賄うべく令和2年度、令和3年度、令和4年度の3段階で改定を行う。 ②原因者負担の原則に基づき、放置自転車等の撤去にかかる経費を自転車等移送手数料で賄うべく令和2年度、令和3年度の2段階で改定を行う。</p>			
見込まれる効果	自転車置場登録手数料および自転車等移送手数料の改定に伴う収入増により、自転車等の放置防止事業の健全化が図られる。			
目標	自転車等の放置防止事業の健全化			
実施期間	開始年度	2年度	終了(予定)年度	3年度以降

事業名	(34) 水道料金の適正化	実施課	上下水道総務課
取り組み内容	老朽化した水道施設の更新や耐震化を見込み、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な料金改定を行う。 令和3年1月 平均25.01%の改定		
見込まれる効果	給水収益の増額により、水道事業経営の健全化と計画的な施設の更新・耐震化が進み、市民に対して安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給することが可能となる。また、将来引き起こされる急激な水道料金の引き上げを抑制し、世代間の負担の平準化を図ることができる。		
目標	令和3年3月末までに、基幹管路の耐震管率を83.70%（令和2年3月末現在81.34%）に、管路全体の耐震管率を23.91%（令和2年3月末現在22.72%）にする。		
実施期間	開始年度	2年度	終了(予定)年度 3年度以降

4.1.4 新たな財源の確保

事業名	(8) 塵芥車への有料広告による収入確保	実施課	収集業務課
取り組み内容	塵芥車の車両買い替えに伴い、広告スペースを設けることで広告収入の確保を図る。		
見込まれる効果	塵芥車の荷箱両側面を広告スペースとして有効活用することにより、広告収入を確保することができる。		
目標	新規・継続を含め、10年で有料広告掲載車両を延べ台数40台を基準とし、25%増の50台を目標とする。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

事業名	(9) 広告収入事業及びネーミングライツ導入の推進	実施課	改革計画検討委員会
取り組み内容	市が保有する施設に企業等から広告を募り、広告収入によって新たな財源を確保する。また、平成28年度中にネーミングライツ導入に向けた検討を行い、平成29年度から実施可能となるように制度整備を行う。		
見込まれる効果	広告媒体として価値のある施設に、広告募集またはネーミングライツを実施することで、新たな財源の確保に繋がる。		
目標	平成28年度にネーミングライツ実施体制の確立、平成29年度より本格的に導入を行っていく。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

事業名	(30) ふるさと寄附金の収入確保	実施課	税制課
取り組み内容	寄附金受付サイトにおいて本市の紹介を行い、サイト上からの寄附の申込とクレジットカード等による納付を開始する。また、市外在住の寄附者に対して市産品(返礼品)を送付する。		
見込まれる効果	寄附金受付サイトにおいて本市の紹介を行い、また、市外在住の寄附者に対して市産品(返礼品)を送付することにより、本市のPR効果とふるさと寄附金の魅力の向上が期待できる。さらに、寄附の申込と納付の手段を増やすことにより、寄附者の利便性が向上し、増収が見込まれる。		
目標	単年度で1,400万円の収入を目標とする。		
実施期間	開始年度	令和元年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

事業名	(35) 納税通知書用封筒広告	実施課	税制課
取り組み内容	納税通知書用封筒の裏面に有料広告を掲載する。		
見込まれる効果	新たな財源確保により税外収入を得るとともに、広告主を市内業者に限定することにより、本市産業の振興と市内業者の育成に寄与する。		
目標	広告料の安定確保を図る。		
実施期間	開始年度	令和2年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.1.5 公会計の活用

事業名	(10) 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入	実施課	財政課
取り組み内容	固定資産台帳の整備を行い、発生主義・複式簿記の考えを導入した総務省通知による統一的な基準に則した財務書類を作成する。 ※財務書類＝貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書		
見込まれる効果	発生主義・複式簿記による財務書類を作成することで、減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報が「見える化」され、住民や議会等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することが可能となる。		
目標	発生主義・複式簿記の考え方を研修会等を通じて全庁的に浸透させるとともに、財務会計システムの改修時にあわせて、仕訳処理機能の導入等を行うことで、より精度の高い財務書類を作成する。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.1.6 行政評価システムの充実

事業名	(11) 予算編成と行政評価の連携	実施課	企画経営課
取り組み内容	「効率的で質の高い行政の実現」「成果重視の行政の推進」「市民に対する説明責任の履行」を目的として、総合計画基本計画の体系に基づいて実施した施策及び事務事業について行政評価を行っている。その中で、予算編成と行政評価の連携を目指し、行政評価で課題等が指摘された事業については予算編成において査定対象となり、予算査定を通じて事業のあり方を問う機会とする。		
見込まれる効果	財政課における予算編成の際に行政評価の結果を有効に活用することで、効率的かつ機能的な行政組織運営が実現されること。		
目標	計画、予算及び評価が相互に連動したシステムの構築を目指す。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

4.2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現

4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理

- (12) 施設マネジメントの推進
- (13) 川口市公有財産利活用基本方針の運用

4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進

- (14) 国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による
試行的な運用

4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理

事業名	(12) 施設マネジメントの推進	実施課	施設マネジメント推進室 企画経営課	
取り組み内容	「川口市公共施設等総合管理計画」の基本方針である、施設総量の適正化、ライフサイクルコスト(生涯費用)の把握と縮減、既存施設の長期利用、インフラ資産の計画的な維持管理・更新について、組織横断的な視点で取り組む。 また、建物の新築・改築工事及び大規模改修工事にあたっては、「川口市建物整備適正化検討会議」において、適正な規模や設備等の検証を行い、建物整備の適正化に取り組む。			
見込まれる効果	厳しい財政状況や変化する施設ニーズに対し、組織横断的な視点で取り組み、適正な施設の総量や規模及び配置を行うことにより、安定した市民サービスの提供を続けることができる。また、予防保全型の維持管理を図ることにより、今後の施設の維持管理・更新に係る費用負担を軽減することができる。			
目標	市が保有する全ての施設を対象とする。			
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度	令和2年度以降

事業名	(13) 川口市公有財産利活用基本方針の運用	実施課	管財課	
取り組み内容	平成28年4月に策定した「川口市公有財産利活用基本方針」を基に、公有財産の状況を把握し、未利用地等については、処分(売却、貸付等)を積極的に推進し、財産の有効活用を図る。			
見込まれる効果	将来的な利用計画が定められていない土地や利用計画がありながら長期にわたって事業着手されていない未利用地等を、単に市の資産として保有し、遊休化させるのではなく、市の財源確保や維持管理経費の削減を図るため、積極的な利用が行われる。			
目標	公有財産を、市民の貴重な財産として、行政目的の実現のために全庁的な視点で有効活用を行う。			
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度	令和2年度以降

4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進

事業名	(14) 国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による試行的な運用	実施課	会計課・財政課
取り組み内容	基金の効率的な運用にあたり、長期的な運用が可能なものを抽出し、元利払いが最も確実かつ有利な債券で運用するもの。実施にあたっては試行的に行うものとし、1年度あたり約5億円分を積み増していくものとする。 また、その他有利な方法があれば採用し運用するもの。		
見込まれる効果	預金と比較して運用益の増加が見込まれる。		
目標	安全確実かつ有利な債券及びその他の方法で運用することにより、預金と比較して2倍以上の収益向上を図る。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

4.3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立

4.3.1 組織・機構の最適化

- (15) 最適な組織・機構のあり方の検討

4.3.2 定員管理・給与の適正化

- (16) 給与制度の適正化
- (17) 川口市定員管理計画の策定

4.3.3 職員の意識改革と人材の育成

- (18) 人材育成の推進

4.3.4 事務改善の推進

- (19) 随意契約に係る運用適正化のための取り扱い見直し
- (20) 施設管理業務に係る長期継続契約の導入
- (21) 小売電気事業者の見直し
- (22) 救急車の適正利用の推進
- (28) 行政評価の運用改善
- (31) 広告掲載子育てガイドブックの無償提供
- (32) ICT技術を活用した働き方改革の実現
- (36) 広告付き電子番号案内表示機等の設置

4.3.5 外郭団体等の運営の見直し

- (23) 土地開発公社経営健全化計画の継続
- (24) 外郭団体の見直しに関する指針の改訂及び運用

4.3.6 情報化の推進

- (25) 標的型攻撃メール等に対応する安全な情報セキュリティの確立

4.3.7 中核市の推進

- (29) 中核市移行に伴う行政サービスの充実

4.3.1 組織・機構の最適化

事業名	(15) 最適な組織・機能のあり方の検討	実施課	行政管理課
取り組み内容	近年の急激な社会経済環境の変化や地方分権の発展に伴い、新たな行政課題や市民ニーズへの対応が必要となっているため、これらに迅速かつ的確に対応できる合理的かつ効果的な組織体制となるよう、随時見直しをしていく。		
見込まれる効果	行政課題や市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が図られる。		
目標	行政課題や市民ニーズへの対応ができる合理的かつ効果的な組織体制を目指していく。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.3.2 定員管理・給与の適正化

事業名	(16) 給与制度の適正化		実施課	職員課
取り組み内容	市職員の給与については、国家公務員の給与制度及び民間給与の実態等を考慮し、給与制度を構築するとともに給与水準の適正化を図っているところである。今後も引き続き必要に応じた諸手当の見直し等により、給与制度や給与水準の適正化を図っていくとともに、時間外(超過)勤務を縮減、超過勤務の適正化を推進していくことにより、時間外(超過)勤務手当等人件費の抑制を図るものである。			
見込まれる効果	時間外(超過)勤務を縮減していくことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しつつ、時間外(超過)勤務手当等人件費の抑制を図ることができる。			
目標	給与水準の適正化及び平成28年度は超過勤務時間数及び超過手当等人件費の平成27年度対比20%削減を図る。			
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度	令和2年度

事業名	(17) 川口市定員管理計画の策定		実施課	行政管理課
取り組み内容	平成30年4月1日の中核市移行後に、責任ある行政体制を確立するとともに、新たな行政課題へ対応していくため、職員の増員を検討していかなければならない。一方で、厳しい財政状況の中で、人件費を抑える必要もあるため、定員管理計画を策定し、計画的かつ抑制的な定員管理を行いながら、必要課所への人員配置を行っていく。			
見込まれる効果	中核市として実行力のある業務体制の確保及び新たな行政需要への対応が図られるとともに、人件費が財政運営に与える影響を抑えることができる。			
目標	医療センターの専門職を除き、平成27年4月1日現在の職員数に対して平成30年4月1日までに中核市事務による95人を増員し、その他の要因による増員については財源を確保しながら取り組む。			
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度	平成30年度

4.3.3 職員の意識改革と人材の育成

事業名	(18) 人材育成の推進	実施課	職員課
取り組み内容	川口市職員研修規則(平成14年規則第24号)及び人材育成基本方針(平成13年策定。平成28年3月改訂)に基づき、階層別、専門、派遣等各種研修を実施している。 ワーク・ライフ・バランスへの配慮、人口減少社会への対応など、時宜に適した人材育成を図っていく。		
見込まれる効果	職員の接遇能力や政策形成能力等の向上により行政サービスの質が向上し、市民満足度の向上が期待される。		
目標	時代の変化に応じた人材育成を図る。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.3.4 事務改善の推進

事業名	(19) 随意契約に係る運用適正化のための 取り扱い見直し	実施課	改革計画検討委員会
取り組み 内容	地方公共団体の契約方法は競争入札が原則であることを再認識し、例外としての随意契約の運用について、取り扱いの見直し及び契約内容の精査を行い、当該契約方法の適正化を図る。 なお、業者の選定にあたっては、市内業者を積極的に活用するものとする。		
見込まれる 効果	適正な入札契約制度の運用に加え、契約方法を随意契約から競争入札に移行することにより、契約金額の適正化が図られ、ひいては、歳出額の削減が見込まれる。		
目標	随意契約の運用を適正化することにより、競争入札による契約件数を増加させていく。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(20) 施設管理業務に係る長期継続契約の 導入(機械警備業務委託等)	実施課	改革計画検討委員会
取り組み 内容	平成24年度より、事務用機器等の物品を借り入れる契約に加え、庁舎管理業務その他の役務の提供を受ける契約(施設警備(機械警備含む)、清掃、電気・機械設備等の運転操作、稼働状況の監視、電話交換、受付案内、給食調理等)の長期継続契約が可能となった。今後も単年度契約を行っている契約を長期継続契約に変更可能かについて、また、長期継続契約の導入にあたってのメリット、デメリットについて検討を行うもの。		
見込まれる 効果	長期継続契約の導入により、複数業者により出来るかぎり競争の原理における契約の可能性が更に高まり、民間能力を活用したサービス水準の向上とともに契約金額の削減が見込まれる。また、委託契約に係る事務の効率化が図られる。		
目標	長期継続契約による事務の効率化を図る。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(21) 小売電気事業者の見直し	実施課	改革計画検討委員会
取り組み内容	平成28年4月1日付けをもって、電力の小売が全面自由化となったことから、平成28年6月8日付けで、全部局等に対し照会を行った。 その結果、各課・室が所管し電気を使用している施設は514件であり、その内、すでに変更済みである施設は190件、変更予定のある施設が23件、検討中の施設が29件、そして変更する予定がない施設が272件であった。今後は、変更を検討中である施設、また、変更予定が無い施設においても再度導入について検討し、積極的な小売電気事業者の見直しを図る。		
見込まれる効果	今までの電気小売事業者を見直し、新たな電気小売事業者を活用することで、低価格で安定供給が可能であると思われる優良な事業者を選んで電力供給契約を結ぶことが可能となり、電気料金の減が見込まれる。		
目標	低価格かつ安定供給を行える小売電気事業者を積極的に導入する。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(22) 救急車の適正利用の推進	実施課	救急課
取り組み内容	増加の一途にある救急出場は、軽症患者が約半数を占めている状況であり、重症患者の対応が遅れることが危惧されていることから、消防庁が「その救急車、本当に必要ですか？ 救えるはずの命を救うために」を掲げて、全国的な運動を展開し、救急車の適正利用を広報している。消防局では、川口駅前のキャスティービジョン等での映像、路線バスの車内掲示を利用しポスターによる視覚への呼び掛け、ホームページに救急車利用マニュアルと突然のケガを未然に防ぐための過去の事例を掲載することで、予防(「予防救急」)を呼びかけていく。		
見込まれる効果	軽症患者の救急要請の減少が見込まれ、重症患者への遅れのないスムーズな対応が図られることが期待できる。		
目標	救急車の適正利用の推進。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(28) 行政評価の運用改善	実施課	企画経営課
取り組み内容	本市では「効率的で質の高い行政の実現」「成果重視の行政の推進」「市民に対する説明責任の履行」を目的として、行政評価を行ってきた。平成28年度まで(1)外部評価の実行支援(2)行政評価の運用支援(3)行政評価と予算の連動の仕組検討をコンサルティング会社へ業務委託を行ってきたが、平成29年度より、長年の蓄積されたノウハウを用い、業務委託することなく職員の知恵や知識によって行政評価の運用を行っていく。		
見込まれる効果	業務委託料の経費削減に繋がる。		
目標	コンサルティング会社へ業務委託することなく、行政評価を運用していく。		
実施期間	開始年度	平成29年度	終了(予定)年度 令和2年度

事業名	(31) 広告掲載子育てガイドブックの無償提供	実施課	子ども育成課
取り組み内容	現在、子育てや子どもに関する遊び、相談、支援などの子育て関連事業の情報をわかりやすく案内し、子育ての不安や悩みを少しでも解消し、子育てが楽しくなる一助となるため、子育てガイドブックを作成し配布している。 今後は、広告代理店が企業広告を募集し、広告料によって子育てガイドブックを印刷、製本し市への無償提供を行う。		
見込まれる効果	予算をかけずに、持ち運びがしやすく、オールカラーの見やすい冊子の作成が可能である。また、各課でフォントやイラストなどの構成を考える手間が省け、冊子に統一感をもたせることができる。		
目標	ガイドブック作成経費を削減しながら、子育てに関する情報を分かりやすく提供する。		
実施期間	開始年度	令和元年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

事業名	(32) ICT技術を活用した働き方改革の実現	実施課	企画経営課・情報政策課
取り組み内容	新たな行政課題や住民ニーズにより業務量が増加するなか、ワークライフバランスや、仕事と育児・介護の両立など多様化する生活様式に対応するため、AI・RPA等のICT技術を活用し、業務プロセスの改善をすることで、生産性の向上を図るとともに、長時間労働を是正し働き方改革を実現する。		
見込まれる効果	職員が多くの時間を割いている問合せ対応や定型的な単純事務処理作業をAI・RPA等のICT技術に置き換えることにより、職員の負担が軽減され、長時間労働の是正に繋がる。その結果として、公私ともに充実が図られ、職員の健全な心身が保たれる。		
目標	AI・RPA等のICT技術を活用することで、長時間労働を是正し、働き方改革を実現する。		
実施期間	開始年度	令和元年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

事業名	(36) 広告付き電子番号案内表示機等の設置	実施課	市民課
取り組み内容	電子番号案内表示に関する機器類と広告モニターを用いて行政情報や民間広告等を放映する案内表示システム等を、事業者による無償提供を受け運営する。 【設置場所】 ①市民課②国民健康保険課③国民年金課④納税課⑤国保収納課 ⑥第一本庁舎3階待合スペース⑦第一本庁舎2階		
見込まれる効果	来庁者が多い窓口担当課に設置することにより、混雑の緩和とスムーズな案内の実現及び経費削減が見込まれる。また、来庁者の待ち時間に地元企業を中心とした広告を放映することにより、地元企業のPRによる経済効果が期待できる。		
目標	市民にとって分かりやすい窓口にするとともに、経費を抑えた運用を行っていく。		
実施期間	開始年度	2年度	終了(予定)年度 2年度以降

4.3.5 外郭団体等の運営の見直し

事業名	(23) 土地開発公社経営健全化計画の継続	実施課	用地対策課
取り組み内容	平成25年度に公社の業務を一部廃止し、第三セクター等改革推進債を活用することにより、簿価を大幅に削減し、平成25年度末の土地開発公社保有簿価額は約189億円となった。平成27年度末の保有簿価額は約167億円となっており、今後も、公社の健全な経営は、市の健全な財政運営につながるとの認識のもと、更なる公社経営の健全化に向けて計画的に取り組み、保有額の削減を推進し、借入金の縮減を図るため、買い戻しを進めるとともに、公社保有地(代替地)の民間売却も進めていく。		
見込まれる効果	土地開発公社の保有簿価額削減により、土地開発公社の経営健全化が図られる。		
目標	平成27年度末土地開発公社保有簿価額約167億円を計画的に削減していく。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

事業名	(24) 外郭団体の見直しに関する指針の改訂及び運用	実施課	行政管理課
取り組み内容	指針の改定により、市担当部局の関わり方や財政的支援の見直しなどを含め、外郭団体の経営改善の方策を検討する。また、市から施設の管理運営を受託している外郭団体については、その指定管理料に精算方式を取り入れる。		
見込まれる効果	団体運営の効率化・活性化を実現するとともに、指定管理料の精算により業務実績に応じた適切な予算執行が図れる。		
目標	外郭団体の経営適正化。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.3.6 情報化の推進

事業名	(25) 標的型攻撃メール等に対応する安全な情報セキュリティの確立	実施課	情報政策課
取り組み内容	<p>巧妙化・多様化する近年の標的型攻撃メール等のインターネットを介した高度標的型攻撃に対応するため、総務省が提示する「自治体情報システム強靱性向上モデル」に即しインターネット環境を分離させる。また、訓練・研修等を通じて標的型攻撃メールへの対応方法などについて職員等へ周知を図る。</p>		
見込まれる効果	<p>標的型攻撃メール等のサイバー攻撃による被害が確認された場合、インターネット・LGWAN・住基ネットなどの外部ネットワークとの切断により、市役所業務への多大な影響を与え、市民サービスの停滞を招く。また、情報資産の漏えい等による市民からの信頼失墜、原因調査及び対策に多額の費用を要する。これらのリスクを最小化することで、市民からの信頼とサービス維持に寄与することができる。</p>		
目標	<p>マルウェア(不正かつ有害に動作させる意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称)の侵入を完全に防御することは困難であることから、侵入の早期検知と速やかな隔離により被害を最小化するとともに、サイバー攻撃による情報資産の漏洩をゼロとすることを目標とする。</p>		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.3.7 中核市の推進

事業名	(29) 中核市移行に伴う行政サービスの充実	実施課	改革計画検討委員会
取り組み内容	中核市移行準備期間中は、専門職を中心とした職員の採用、派遣研修による人材育成をはじめ、保健所関係施設の整備を進め、さらに市民への周知を行う。移行後は県から移譲される福祉、保健、環境など約2,200以上の権限により、市民の目線に合わせた行政サービスを提供していく。		
見込まれる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市が直接事業を行うことにより全体像の把握と市の実情に即した施策展開ができる。 ・国や現場から情報が直ちに入ることにより、迅速な対応・きめ細やかなサービスが提供できる。 ・市民の医療・健康面に対して、責任を持った危機管理体制が構築できる。 ・県からの移譲事業と市独自の事業を連携させた柔軟な支援が行える。 ・飲食店などへの指導を市が直接実施することにより、今まで以上に安心・安全が強化される。 		
目標	中核市に移行する魅力を市民に周知するとともに、60万人都市に見合った行政サービスを展開していく。		
実施期間	開始年度	平成29年度	終了(予定)年度 令和2年度

4.4 民間の知恵を活かした行政運営の推進

4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携

(26) 指定管理者制度の推進

4.4.2 民間手法による監査の実施

(27) 包括外部監査制度の研究、導入事業

4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携

事業名	(26) 指定管理者制度の推進	実施課	改革計画検討委員会
取り組み内容	<p>平成17年度から指定管理者制度を導入し、平成28年4月現在76施設の管理を行っている。今後、協定期間が終了する施設においても民間事業者が有する経営ノウハウを活かした管理運営を引続き行うなかで評価、検討を行い、市民サービスの向上を図っていく。</p> <p>また、現在、直営で運営している施設においても、導入の可能性を検討し、積極的に指定管理者制度導入の推進を図っていく。</p> <p>前期推進計画期間(H28年度～令和2年度)中に協定期間が終了する施設 →芝コミュニティーセンターほか67施設(参考2を参照)</p>		
見込まれる効果	民間活力の導入により、公の施設における公共サービスの質的な向上が図られるとともに、効率的に管理運営が行なわれる。		
目標	市民サービスの向上と、管理運営費の縮減。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 令和2年度以降

4.4.2 民間手法による監査の実施

事業名	(27) 包括外部監査制度の研究、導入事業	実施課	企画経営課
取り組み内容	包括外部監査制度は、中核市移行に伴い導入が必要な制度であり、外部の専門的な知識を有する者(公認会計士等)を監査人として、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、最少の経費で最大の効果、運営の合理化等を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものである。導入に向けて、中核市や政令市の視察などを行い、研究を行っている。		
見込まれる効果	市と外部監査契約を締結した外部監査人(公認会計士等)が監査を実施することにより、市の監査委員による監査と併せ、行財政運営のさらなる合理化・適正化確保が図られる。		
目標	期限までに内部監査機関と調整し、最も適切な形で導入する。		
実施期間	開始年度	平成28年度	終了(予定)年度 平成29年度

第四次川口市行政改革大綱における前期推進計画(平成28年度～令和2年度)
 取り組み事業一覧

推進計画の主要な項目・事業名	実施課
4.1 持続可能な財政基盤の確立	
4.1.1 財政規律の徹底(ペイ・アズ・ユース・ゴーの原則)	
(1) 新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底	財政課
4.1.2 未納額の圧縮	
(2) 市税収入の確保	納税課
(3) 国民健康保険税収入の確保	国民健康保険課
(4) 後期高齢者医療保険料収入の確保	高齢者保険事業室
(5) 介護保険料収入の確保	介護保険課
(6) 私債権等の徴収強化	特別債権回収課
4.1.3 受益者負担の適正化	
(7) 下水道使用料の適正化	下水道管理課
(33) 自転車置場登録等手数料の改定【令和2年度から追加】	交通安全対策課
(34) 水道料金の適正化【令和2年度から追加】	上下水道総務課
4.1.4 新たな財源の確保	
(8) 塵芥車への有料広告による収入確保	収集業務課
(9) 広告収入事業及びネーミングライツ導入の推進	改革計画検討委員会
(30) ふるさと寄附金の収入確保【令和元年度から追加】	税制課
(35) 納税通知書用封筒広告【令和2年度から追加】	税制課
4.1.5 公会計の活用	
(10) 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入	財政課
4.1.6 行政評価システムの充実	
(11) 予算編成と行政評価の連携	企画経営課

推進計画の主要な項目・事業名	実施課
4.2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現	
4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理	
(12) 施設マネジメントの推進	施設マネジメント推進室 企画経営課
(13) 川口市公有財産利活用基本方針の運用	管財課
4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進	
(14) 国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による試行的な運用	会計課・財政課
4.3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立	
4.3.1 組織・機構の最適化	
(15) 最適な組織・機構のあり方の検討	行政管理課
4.3.2 定員管理・給与の適正化	
(16) 給与制度の適正化	職員課
(17) 川口市定員管理計画の策定【平成30年度で完了】	行政管理課
4.3.3 職員の意識改革と人材の育成	
(18) 人材育成の推進	職員課
4.3.4 事務改善の推進	
(19) 随意契約に係る運用適正化のための取り扱い見直し	改革計画検討委員会
(20) 施設管理業務に係る長期継続契約の導入(機械警備業務委託等)	改革計画検討委員会
(21) 小売電気事業者の見直し	改革計画検討委員会
(22) 救急車の適正利用の推進	救急課
(28) 行政評価の運用改善【H29年度から追加】	企画経営課
(31) 広告掲載子育てガイドブックの無償提供【令和元年度から追加】	子ども育成課
(32) ICT技術を活用した働き方改革の実現【令和元年度から追加】	企画経営課・情報政策課
(36) 広告付き電子番号案内表示機等の設置【令和2年度から追加】	市民課

推進計画の主要な項目・事業名	実施課
4.3.5 外郭団体等の運営の見直し	
(23) 土地開発公社経営健全化計画の継続	用地対策課
(24) 外郭団体の見直しに関する指針の改訂及び運用	行政管理課
4.3.6 情報化の推進	
(25) 標的型攻撃メール等に対応する安全な情報セキュリティの確立	情報政策課
4.3.7 中核市の推進	
(29) 中核市移行に伴う行政サービスの充実【平成29年度から追加】	改革計画検討委員会
4.4 民間の知恵を活かした行政運営の推進	
4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携	
(26) 指定管理者制度の推進	改革計画検討委員会
4.4.2 民間手法による監査の実施	
(27) 包括外部監査制度の研究、導入事業【平成29年度で完了】	企画経営課

平成28年度から令和2年度に協定が終了する指定管理者一覧

	施設名	施設数	施設所管課	終了日	期間
1	芝コミュニティセンター	1	自治振興課	H29. 3.31	5年
2	川口西保育園	1	保育運営課	H29. 3.31	10年
3	本町保育所	1	保育運営課	H30. 3.31	10年
4~6	戸塚スポーツセンター、中台庭球場、 戸塚榎戸公園内運動場	3	スポーツ課	H30. 3.31	5年
7~21	都市公園(15公園)	15	公園課	H31. 3.31	5年
22~23	映像・情報メディアセンター、中央図書館視聴覚ホール	2	中央図書館	H31. 3.31	5年
24~25	青木町公園総合運動場、体育武道センター	2	スポーツ課	H31. 3.31	5年
26	戸塚児童センター(あすぱる)	1	こども育成課	R2. 3.31	5年
27	青木保育所	1	保育運営課	R3. 3.31	5年
28	芝高木保育所	1	保育運営課	R3. 3.31	5年
29	川口駅前保育園	1	保育運営課	R3. 3.31	5年
30	川口総合文化センター(リリア)	1	自治振興課	R3. 3.31	5年
31	川口駅前市民ホール(フレンジア)	1	駅前行政センター	R3. 3.31	5年
32	特別養護老人ホーム(サンテピア)	1	長寿支援課	R3. 3.31	5年
33	養護老人ホーム(サンテピア)	1	長寿支援課	R3. 3.31	5年
34	軽費老人ホーム(サンテピア)	1	長寿支援課	R3. 3.31	5年
35~39	老人デイサービスセンター れんげそう (芝南、新郷、芝、横曽根、鳩ヶ谷)	5	長寿支援課	R3. 3.31	5年
40~42	老人福祉センター たたら荘(神根、芝、安行)	3	長寿支援課	R3. 3.31	5年
43	社会福祉センター	1	長寿支援課	R3. 3.31	5年
44	しらゆりの家	1	障害福祉課	R3. 3.31	5年
45	南平児童センター	1	こども育成課	R3. 3.31	5年
46	芝児童センター	1	こども育成課	R3. 3.31	5年
47	母子生活支援施設(あさひ館)	1	子育て相談課	R3. 3.31	5年
48	あさひコミュニティセンター	1	朝日環境センター	R3. 3.31	5年
49	川口緑化センター(樹里安)	1	農政課	R3. 3.31	5年
50~65	都市公園(16公園)	16	公園課	R3. 3.31	5年
66	川口市生活介護きじばと	1	障害福祉課	R3. 3.31	5年
67	川口市就労継続支援きじばと	1	障害福祉課	R3. 3.31	5年
68	川口市営植物取引センター	1	農政課	R3. 3.31	5年
合計		68			

川口市行政改革推進本部設置要綱

(平成10年3月11日決裁)

改正 平成12年4月4日決裁

改正 平成14年4月1日決裁

改正 平成17年5月2日決裁

改正 平成19年4月2日決裁

改正 平成28年4月1日決裁

改正 令和2年4月1日決裁

改正 平成13年4月2日決裁

改正 平成16年4月1日決裁

改正 平成18年4月3日決裁

改正 平成20年4月1日決裁

改正 平成30年4月1日決裁

(目的及び設置)

第1条 本市における行政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を確立するため、川口市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合的な行政改革の計画に関する事。
- (2) 全庁的な行政改革の実施及び推進に関する事。
- (3) その他行政改革の実施及び推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、水道事業管理者、常勤監査委員、病院事業管理者及び部長並びに市長が指定した理事をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(改革計画検討委員会)

第6条 本部に改革計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、行政改革の実施及び推進に必要な各部局等の行動計画案の策定及び見直しを行う。

3 検討委員会の組織は、企画財政部長、政策審議員及び市長が選任する委員をもって構成する。

4 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

5 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(各部局等行政改革推進委員会)

第7条 本部に各部局等行政改革推進委員会(以下「各部推進委員会」という。)を置く。

2 各部推進委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

2 第二次川口市行政改革推進本部設置要綱(平成6年11月28日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

川口市行政改革推進本部各部局等行政改革推進委員会設置要領

(平成10年3月11日決裁)

改正 平成12年4月4日決裁

改正 平成13年4月2日決裁

改正 平成14年4月1日決裁

改正 平成16年4月1日決裁

改正 平成17年5月2日決裁

改正 平成24年4月2日決裁

改正 平成27年4月1日決裁

改正 平成30年4月1日決裁

改正 平成31年4月1日決裁

1 目的

この要領は、各部局等行政改革推進委員会（以下「各部推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

各部推進委員会は、川口市行政改革推進本部（以下「本部」という。）の会議において付託された事項を検討するとともに、本部において決定された部内改革計画の進行管理を行う。

3 組織及び職務

- (1) 各部推進委員会のそれぞれの委員会（以下「各委員会」という。）の名称は、別表のとおりとする。
- (2) 各委員会の委員長、副委員長及び委員は、各部局等の長が選任する。
- (3) 各委員会の委員長は、各委員会を統括するとともに、行政改革推進のための部内改革計画の進行を管理する。
- (4) 各委員会の副委員長は、各委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議

各委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 報告

各委員会は、検討した結果を本部に報告するものとする。

6 庶務

各委員会の庶務は、委員長が定める部署において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月4日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別表 各部局等行政改革推進委員会

No	各部推進委員会名
1	企画財政部行政改革推進委員会（市長室を含む）
2	総務部行政改革推進委員会
3	危機管理部行政改革推進委員会
4	理財部行政改革推進委員会
5	市民生活部行政改革推進委員会
6	福祉部行政改革推進委員会
7	子ども部行政改革推進委員会
8	保健部行政改革推進委員会
9	環境部行政改革推進委員会
10	経済部行政改革推進委員会
11	建設部行政改革推進委員会
12	都市計画部行政改革推進委員会
13	都市整備部行政改革推進委員会
14	医療センター行政改革推進委員会
15	上下水道局行政改革推進委員会
16	教育局行政改革推進委員会

1 7	消防局行政改革推進委員会
1 8	議会事務局行政改革推進委員会
1 9	選挙管理委員会事務局行政改革推進委員会
2 0	監査委員事務局行政改革推進委員会(会計課を含む)
2 1	農業委員会事務局行政改革推進委員会